

令和6年度寒河江市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び定住の促進を図るため、山形県地方就職学生支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、予算の範囲内において、山形県（以下「県」という。）及び寒河江市（以下「市」という。）が共同して地方就職支援金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 地方就職支援金の交付の対象者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く地域のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。
- (2) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。
- (3) 県内に所在する企業に就職することが内定し、卒業後に当該内定企業に就職し、市内に移住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (5) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 就業先の勤務地が県内に所在すること。
- (7) 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- (8) 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (9) 就業先が官公庁等（第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (10) 就業先が就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- (11) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (12) 県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。
- (13) その他県及び市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（申請の方法）

第3条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、毎年度10月1日から2月末日までの間に、規則第5条の規定にかかわらず、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- (3) 在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆・押印すること。）
- (4) 交通費の領収書
- (5) 内定先企業による証明書（様式第2号）

(6) 移住元の住所が確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細又は引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

(7) 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

2 市長は、前条に規定する申請があった場合は、規則第 14 条に規定する実績報告とみなす。

（地方就職支援金の交付）

第 4 条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、規則第 8 条の規定にかかわらず、山形県地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知し、最大 11,900 円の地方就職支援金を一括で交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により地方就職支援金の交付決定を行った場合は、規則第 15 条の規定による額の確定を行ったものとみなす。

（地方就職支援金の返還）

第 5 条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該交付を受けた者に対し地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽その他不正な手段により地方就職支援金の交付を受けたとき。

イ 申請日から 1 年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき。

ウ 申請日から 1 年以内に市に転入しなかったとき（ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。）。

エ 就業から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞したとき（ただし、退職日から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）。

オ 市への転入日から3年未満で転出したとき。

(2) 半額の返還 市への転入日から3年以上5年以内に転出したとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。